

桂川町告示第125号

令和元年第5回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月26日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和元年12月9日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和元年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第5号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 議案第33号 桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第9 議案第35号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第36号 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第37号 桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第38号 桂川町同和問題の早期解決に関する条例の全部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第39号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第40号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第41号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第42号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第5号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 議案第33号 桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第9 議案第35号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第36号 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第37号 桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第38号 桂川町同和問題の早期解決に関する条例の全部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第39号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第40号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第41号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第42号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）

出席議員（10名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 原中 政廣君 | 2番 | 林 英明君 |
| 3番 | 柴田 正彦君 | 4番 | 杉村 明彦君 |
| 5番 | 大塚 和佳君 | 6番 | 吉川紀代子君 |
| 7番 | 北原 裕丈君 | 8番 | 下川 康弘君 |
| 9番 | 竹本 慶吉君 | 10番 | 青柳 久善君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|--------|------------|--------|
| 町長 | 井上 利一君 | 副町長 | 森田 増夫君 |
| 教育長 | 大庭 公正君 | 総務課長 | 山邊 久長君 |
| 企画財政課長 | 原中 康君 | 企画財政課長補佐 | 小平 知仁君 |
| 建設事業課長 | 小金丸卓哉君 | 住民課長兼会計管理者 | 坂井 習司君 |
| 税務課長 | 平井登志子君 | 保険環境課長 | 横山 由枝君 |
| 健康福祉課長 | 江藤 栄次君 | 産業振興課長 | 大屋 智久君 |
| 子育て支援課長 | 秦 俊一君 | 水道課長 | 山本 博君 |
| 学校教育課長 | 北原 義識君 | 社会教育課長 | 尾園 晃君 |
| 社会教育課長補佐 | 原田 紀昭君 | | |

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和元年第5回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、杉村明彦君、5番、大塚和佳君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月17日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 皆さん、おはようございます。

ことしの5月に平成から令和にかわり、新しい時代の幕開けを迎えましたが、令和元年も残すところ3週間余りになりました。

また、ことしは、台風19号を初め、豪雨等による甚大な災害が各地で発生し、ここ数年来の気象状況とあわせて考えるとき、安全・安心・防災・減災の取り組みの強化に努めなければならないと、気を引き締めているところでございます。

さて、本日は、令和元年第5回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、職員の採用につきましては、退職者等の補充のため、一般事務職及び保育士、幼稚園教諭、管理栄養士の採用試験を実施し、その結果を先日発表したところです。

次に、来年4月から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の制度を適用することになります。9月議会において、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例を御承認いただきましたので、今回は関連条例の整備に関する条例の制定について提案をしています。

次に、本町は、来年4月17日で町制施行80周年の節目の年を迎えます。本町では、町制施行50周年以降10年の節目ごとに記念誌を発行しているところですが、今回、80周年を迎えるに当たり、昭和42年8月に発行された「桂川町誌」の思いを受け継ぎ、その後の桂川町の歴史と進化をつづる記念誌、また、現在の桂川町原風景やまちづくりなど「今」をしっかりと記録し、90周年、100周年と次代に引き継がれる資料としての役割が果たせる記念誌を作成したいと考えています。

今回の補正予算において、町制施行80周年記念誌作成委託料の債務負担行為を起こしていますので、よろしく申し上げます。

次に、災害時の対応として、先月18日に、株式会社トライアルカンパニーと災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。

この協定は、本町土居地区にトライアルが出店することを契機として、災害が発生した場合、本町からの要請に基づき、トライアルから食料品や日用品などを敏速かつ優先的に、有償で提供していただくことを約束したものです。

なお、町民の皆様の買い物支援のために、店舗敷地内に本町の福祉バス等の停留所を設置することや、運行ルート及び時刻の変更準備、検討を進めているところです。

次に、桂川町まち・ひと・しごと総合戦略の策定については、本年度に2期目の策定を予定していましたが、第6次桂川町総合計画の策定を次年度に控えていることから、総合計画と総合戦略の調整を図りながら、町の将来像や重点プロジェクト、具体的施策等について協議を進めていく必要がありますので、県と協議を行い、総合戦略の期間を1年間延長することにしました。

このため、来年度は総合戦略の総括を行うとともに、総合計画策定との連携を図り、本町の将来にわたる計画策定に臨みたいと考えています。

次に、本年7月の台風5号により発生した災害箇所のうち、国の補助を受けて実施する箇所は、農地9カ所、農業用水路8カ所、農道3カ所の合計20カ所であり、起債事業として行う小災害は、農地6カ所、農業用水路4カ所、農道1カ所で、合計11カ所となっています。

災害復旧に関する工事の進捗状況は、被災直後の応急工事及び災害復旧に係る測量設計は完了し、11月上旬に、国による災害査定が終了しましたので、現在、復旧工事を随時発注しているところでございます。

次に、桂川駅自由通路等整備工事につきましては、9月21日から改札口が仮駅舎のほうに切りかえられ、旧駅舎の解体が完了したところです。現在は、ホーム施設の解体工事が進められ、11月末時点の進捗率は約7%となっています。来年1月中旬には、解体工事が終わり、基礎工事に着手する予定です。引き続き、近隣の住民の皆様、駅利用の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、県事業で実施中の県道豆田稲築線、つまり総合高校から役場横までの道路改良工事は、泉河内川にかかる平成七瀬橋の仮設工事が完了し、総合高校近傍の交差点工事が進められているところです。これから武道場前の交差点工事が行われ、来年3月の完成を目指して、順調に工事が進められています。

次に、町営住宅二反田団地のB棟の建設につきましては、設計の基礎資料となる地質調査を実施し、B棟建設予定地内にあります町営住宅の解体工事に着手しています。

来年度は、建築設計及び造成工事を進めたいと考えています。

次に、し尿処理、ごみ処理、火葬に関する環境施設の取り組みにつきましては、11月25日に「ふくおか県央環境広域施設組合」の議会が開催され、既存の環境施設の再編について、本格的な協議・検討を進めていくため、まず、今年度中に桂苑及び嘉麻クリーンセンター建物等老朽化調査を実施することになりました。

老朽化調査の結果等については、適宜御報告をさせていただきます。

次に、県と県内全市町村で共同運営している国民健康保険事業は、被保険者は減少するものの、1人当たりの医療費が高額となる70歳以上の被保険者がふえることから、保険給付費は当面高水準で水位していくと予想されています。

このため、県では、市町村が納付する納付金の算定に関し、令和2年度以降の激変緩和の見直しを含めて福岡県国保運営協議会に諮問し、来年1月下旬に答申がなされる予定となっております。

本町としましても、このような県の動向を踏まえながら、納付金の増加につながる医療費の上昇を抑制するため、特定健診受診の勧奨や重症化の予防対策等、医療費適正化をさらに強化してまいりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

次に、従来のプレミアム付商品券「よか一券」の発行につきましては、桂川町商工会が昨年同様のプレミアム率10%、総額2,200万円の発行を行い、完売しています。

また、消費税率引き上げに伴う対策として、国が実施していますプレミアム付商品券事業につきましては、10月末現在の申請率が17%であったため、対象者宛てに申請を促す通知を送付するとともに、申請期間を11月末から来年の1月末に延長したところです。

次に、小学校のトイレ工事の進捗状況について報告します。

桂川小学校は、現在、中央棟トイレの改修工事中です。来年1月から南棟及び北棟のトイレを順次行う予定で、11月末の進捗率は約40%となっています。

桂川東小学校は、職員用及び南棟トイレの改修工事中で、来年1月から中棟及び北棟のトイレを順次行う予定です。11月末の進捗率は約30%となっています。

工事中は、騒音などの発生で大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

次に、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、「地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされています。

今回、桂川町同和問題の早期解決に関する条例の改正案を提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、補正予算につきましては、議案4件を提案しています。

そのうち、一般会計では、補正予算第3号をお願いしています。補正額6,293万9,000円を追加し、予算の総額を58億248万3,000円と定めるものでございます。

補正予算の主なものは、歳入では、15款国庫支出金において、町営住宅二反田団地B棟建設に係る社会資本整備総合交付金について、交付額の年度間調整等により減額計上しています。

次に、16款県支出金では、農林水産業施設災害復旧費県補助金を激甚災害指定に伴う補助率増嵩により追加計上しています。

19款繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、当初予算では2億5,000万円、計上していましたが、補正予算第2号において1億3,000万円を減額し、今回、補正予算第3号におい

て、2,000万円減額していますので、補正後の予算計上額は1億円になるものです。

21款諸収入では、福岡県介護保険広域連合から交付される保険者機能強化推進に係る地域支援事業費配分金の計上、また、22款町債では、JR桂川駅の南側駅前広場整備に係る都市再生整備事業債の計上や公営住宅建設事業債の追加計上及び災害復旧事業債の減額計上を行っています。

一方、歳出予算では、職員人件費につきましては、主に人事院勧告に基づく給与改定に伴う関係費目の整理をしています。

個別の案件では、2款総務費におきまして、国のマイナンバーカード交付円滑化計画により、カード交付の1次申請が役場窓口でできるようにするための設備備品購入費を計上しています。

次に、3款民生費では、福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知による、後期高齢者医療療養給付金負担金の追加計上や、スーパーセンタートライアルのオープンに向けた、巡回ルート変更に伴う福祉バス等のバス停時刻表改修委託料、また、私立保育園新規採用保育士就職準備補助金、吉隈保育所園庭の樹木伐採等業務委託料等を計上しています。

次に、4款衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金や、ごみ指定袋等の増刷費を追加計上しています。

7款商工費では、住宅改修事業補助金、8款土木費では、JR桂川駅の南側駅前広場の整備工事費や町営住宅二反田団地の解体工事費を追加計上しています。

10款教育費では、王塚古墳グッズ製作委託料を計上しています。これは、先般越前森の生産地である福井県坂井市が主催し、内閣府地方創生推進事務局等の後援を受けて開催された、まちの魅力を発信する名札ストラップのデザインのコンテストにおいて、王塚古墳の壁画をモチーフとしたネックストラップが大賞に選ばれ、新聞等でも報道されたところです。

このことにより、町内外から購入希望の声を多くありますので、王塚古墳の新たなお土産品として販売し、王塚古墳のPRや桂川町の認知度アップに活用していきたいと考えています。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、人事案件に関する同意案件が1件、条例の一部改正に関するもの5件、条例の全部改正に関するもの1件、令和元年度補正予算が4件の計11件でございます。

人事案件につきましては私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告をいたします。

9月の議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

桂川駅自由通路整備工事について、9月21日から仮駅舎に切りかわり解体工事が進んでおります。工事が本格的に始まり、通勤、通学時には、駅前の混雑が見受けられますので、何らかの対処が必要と考えられます。

また、桂川駅南側交通広場の整備について、交通広場整備の準備として、線路の南側にある水路をカルバートボックスに改修する工事に着手いたしました。

自由通路、駅舎、交通広場の整備が同時に進むことから、工事の進捗状況等を確認し、適切に工事が行われることを審査いたします。

次に、町民の皆様の生活基盤である道路や橋梁の維持管理について、逐次審査中であります。

道路利用者の視認性を確保するために、道路沿いや踏み切り付近の草刈り、カーブミラーを隠している樹木の枝打ちなど、継続して行っております。ことしの8月まで、災害復旧工事を優先して発注しておりましたが、9月以降、傷んだ道路の修繕工事を順次進めております。

各行政区からの要望箇所の整備に向けて、限られた予算ではありますが、住民の負託に応じていく上で、緊急かつ重要な箇所を調査検討しながら、道路の改善に努めたいと考えております。

したがって、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告をいたします。

学校、保育所等の施設の視察を終え、9月定例議会以降、社会教育関連施設の視察を行っています。10月23日に住民センター、11月6日、ひまわりの里、11月28日、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボール場、第一グラウンドを視察しました。

視察したことを簡潔に報告します。

住民センター、エアコンが古くなっているのでききが悪く、故障のおそれを心配しています。大ホールの音響、照明の機器が古い。壁のひび割れ、床のひび割れ、雨漏りもあります。建設後30年たちますので、かなり老朽化しています。抜本的な対策が必要です。

ひまわりの里、雨漏り、壁、柱のひび割れ、敷いてあるブロックの陥没などがあります。シロアリによる被害が出た調理室は修理中でした。お風呂も管理人2人体制にはちょっと無理があるのではという意見がありました。ここでもエアコンの故障等があったら大変だという話です。2000年に建設され20年たちます。いろいろな問題が起きている。問題にはすぐ対応されていますが、ここも抜本的な対策が必要に思われます。

グラウンド・ゴルフ場、ゲートボール場は整備がよく行き届いています。バックネットは2カ所壊れています。駐車場のフェンスが傾いていました。見て老朽化、抜本的な対策が必要だと述べました。

ただ、正直言って、桂川小学校、土師保育所、吉隈保育所、視察した後は、そのありさまに愕然としました。ところが、住民センター、ひまわりの里を視察したときは問題があっても、まだいいかなと思ってしまいました。そういう思っている自分に愕然としています。

いずれにしろ、今後とも視察が必要です。つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

9月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年11月5日に第27号を発行いたしました。当委員会では、引き続き桂川議会だより第28号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、議案10件であります。このうち、同意第5号は本日即決していただき、議案第33号から第42号までの10件の議案は、本日質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。なお、議案第33号から第42号までの議案は、12月10日、11日、13日の3日間、各常任委員会で審査をしていただき、12月17日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第5号

○議長（原中 政廣君） 同意第5号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第5号桂川町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員を務めていただいております、河部寛氏の任期が12月11日をもって満了となりますので、同氏を再任することについて提案するものでございます。

河部氏は、住所は桂川町大字土師28番地366、昭和23年2月3日生まれの71歳でございます。河部氏は、昭和41年3月に福岡県立山田高等学校を卒業され、麻生建設株式会社に就職、その後、麻生高圧コンクリート株式会社、麻生商事株式会社において、業務管理部長、専務取締役等を歴任され、平成20年3月に退任されました。

そして、平成23年10月から町議会の同意をいただき、本町教育委員会委員に就任され、現在3期目でございます。また、平成27年2月からは教育委員長、27年12月からは、法の改正に伴い教育長職務代理者を務めていただいております。

河部氏は、性格は温厚で何事にも熱心に取り組まれる方であり、特に地域の子供たちに対する愛情が深く、桂川東小学校の児童を対象にした、桂川ひまわりアンビシャス広場の推進委員としても熱心に活動されるなど、青少年の教育に高い関心を持っておられます。42年間にわたる民間企業の職員、あるいは管理者としての豊富な経験と知識を生かし、子供たちを取り巻く環境や社会情勢の変化を気遣いながら、子供たちの健やかな成長を願って活動を展開されています河部氏は、教育委員にふさわしい方でございます。

子供たちの学力、体力、豊かな心の向上、そして地域の教育力の向上、教育環境の充実のために、さらなる御活躍を期待するものでございます。

議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。

ただいまの町長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。林君。

○議員（2番 林 英明君） 賛成討論します。

河部寛氏は、民生児童委員も4期されていますし、町長が言われましたように、子供の見守り活動もされています。朝の登校時と毎週木曜日の放課後2時から5時、それと土曜日の朝9時から12時、桂川東小学校の体育館を中心に、アンビシャス広場において、60人から70人の子供の面倒を見てもらっています。

このようにすばらしい方には、ぜひ教育委員を続けていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） これより同意第5号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、柴田正彦君、4番、杉村明彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（原中 政廣君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は、否とみなし反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（原中 政廣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

| | | | | | |
|----|----|-------|----|----|------|
| 2番 | 林 | 英明議員 | 3番 | 柴田 | 正彦議員 |
| 4番 | 杉村 | 明彦議員 | 5番 | 大塚 | 和佳議員 |
| 6番 | 吉川 | 紀代子議員 | 7番 | 北原 | 裕丈議員 |

8番 下川 康弘議員
10番 青柳 久善議員

9番 竹本 慶吉議員

○議長（原中 政廣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。柴田正彦君、杉村明彦君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（原中 政廣君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号桂川町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいま、桂川町教育委員会委員に任命、同意を受けられました河部寛さんから御挨拶を受けたいと思います。どうぞ。

○教育委員会委員（河部 寛君） おはようございます。

ただいま再度、教育委員として御承認いただきました河部寛でございます。改めまして、その職責の重大さに身が引き締まりますとともに、これからの果たすべき使命を強く感じる次第です。

桂川町の教育理念、次代を力強く生き抜く力実現に向け、豊かな創造性と志の高い人材の育成を図り、教育のあるべき姿を目指し、生命尊重を基本に、乳幼児から高齢者まで、一人一人の教育行政の諸課題に取り組むとともに、さらに教育委員会の改革に取り組みます。そして、ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくりに誠心誠意最善を尽くす所存でございます。

教育は、桂川の未来をつくり出す原動力であり、桂川町の未来を担うのは、子供たちだと考えています。どうか、議員の皆様方の一層の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

（拍手）

日程第7. 議案第33号

○議長（原中 政廣君） 議案第33号桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第33号桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

6ページに条例案、また7ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照ください。

それでは、6ページの条例案にて、改正の内容を御説明いたします。

まず、本条例第4条に定められております、消防団員としての欠格条項のうち、同条第1号成年被後見人または被保佐人を削り、成年被後見人等であることを理由に消防団員になることができないとする規定を改めるものでございます。

また、同条第2号中の「禁固」の漢字表記を改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。

同条第2号の「禁固」の漢字表記の改正は、改正後の漢字が、平成22年に新たに常用漢字として追加されたこととあわせまして、地方公務員の欠格条項を規定した地方公務員法第16条の条文に使われております漢字表記とあわせるものでございます。

また、同条第3号の改正につきましても、地方公務員における免職は、懲戒免職、分限免職があり、今回の改正で第4条第3号における「免職」は、懲戒処分による免職ということを明確にしたものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行と定めているところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 吉川紀代子です。質問いたします。

ただいま課長から説明がありました、地方公務員法の改正に伴って、桂川の条例を改正するというものであります。

言葉がちょっと難しくてよくわからなかったんですけど、結局、国からの改正、これに伴って文言を変えるというように理解しました。常用漢字云々とおっしゃいましたけれど、ちょっとよくわからなかったんですけど、結局、国の言うとおりに変えるということなんですけれど、禁固のところは、単純にわかりましたけれど、次に、免職というところが、懲戒免職になるということでした。

その説明のところに、懲戒免職と分限免職とがあるというふうにおっしゃいました。分限免職

とは、どのようなものか、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

分限免職とは、職務の適格性を欠くものに対してなされる免職でございます。例えば、長期の病気休暇中の職員、そういった公務遂行が困難であるというようなことが見込まれる職員に対して、施される免職でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この分限免職というのは、病気なんかでやめられるときに用いる言葉だということに理解をいたしました。

あわせて、この改正する条例は、4条というふうに書いてありますけれど、私、これを、条例をずっと読んでいたときに、別に出てくるんですね。何か分限というところで、第5条と第6条というところで、免職という言葉が出てきます。

しかし、この、きょう提案されます議題は、そこのところが何も書いてないので、そこら辺は、なぜ変えなくていいのか、その理由、聞きたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、第4条は、先ほど申しましたように、第4条で示された免職は、この懲戒処分による免職だということを明確にしたところでございます。

そして、今、お話がありました、第5条以下の免職、この中身には分限免職が含まれるという意味で免職という広義が表現であらわしたものでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） いいですか。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第34号

○議長（原中 政廣君） 議案第34号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第34号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の

制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書 8 ページをお願いいたします。

本議案の提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関連条例の規定を整備する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

なお、本条例案は 6 つの関連条例を整備条例として、1 つの条例の中で一括して改正を行うものでございます。

主な改正内容は、会計年度任用職員制度導入に伴う既存例規の文言の修正や追加等となっております。

次の 9 ページから 11 ページにかけて条例案を、12 ページから 17 ページにかけては、新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参考にしていただければと思います。

改正内容について御説明いたします。

9 ページの第 1 条は、桂川町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。当該条例の第 3 条に規定された、懲戒処分にかかる減給の対象に、パートタイムの会計年度任用職員に支給する報酬を加えるものでございます。

次に、第 2 条の桂川町職員定数条例の一部改正につきましては、第 4 条の見出しを、臨時職員及び嘱託職員から会計年度任用職員に改め、同条中、臨時職員及び嘱託職員を地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に改めるものでございます。

次の第 3 条は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。主な改正内容は、文言の整理とあわせまして、第 7 条に新たに会計年度任用職員に関する規定を追加したものでございます。

次に、10 ページの中段、第 4 条は、桂川町職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。主な改正内容は、第 3 条休職の効果の規定に、第 4 項として会計年度任用職員に関する規定を追加するものでございます。

次に、第 5 条は、桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。主な改正内容は、関係条文の文言の整理及び第 17 条、第 18 条に、会計年度任用職員に関する規定を追加するものでございます。

次に、11 ページの第 6 条は、桂川町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。主な改正内容は、第 5 条に、会計年度任用職員制度導入に伴い、第 5 号として、給与を支給される職員として、フルタイムの会計年度職員についての規定を加えるものでございます。

なお、本条例案の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日となっております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 濟いません、11ページのところで、第6条の5行目に、実施機関が町長と協議して定める額というふうに書いてございますけれど、この実施機関とは、どこのことを指しているのか。そして、町長と協議して決めて、何かちょこちょここと、こうするのかなというふうに、よくわからないんですけど、そここのところ、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

11ページの第6条でございます。これの、まず、第5号の給与を支給される職員、これは会計年度任用職員のフルタイムの1年目の職員のことを示したものでございまして、会計年度任用職員につきましては、1年目は、いわゆる我々職員が加入しております、地方公務員災害補償、公務災害ですね、地方公務員の災害補償基金の適用をまだ受けることができませんので、2年目からは、我々と同じ地方公務員災害補償金の対象となります。

それで、ここに書いております、法第2条第4項というのは、これは地方公務員災害補償法に規定するものでございまして、その実施機関ということであれば、これは町というということになるかと思えます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。暫時休憩。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第9. 議案第35号

○議長（原中 政廣君） 議案第35号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第35号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、本年8月の人事院勧告に基づく、国の一般職の給与に関する法律の一部改正等に伴い、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

19ページをお開きください。

19ページから25ページにかけて条例案、26ページから28ページにかけて新旧対照表を掲載いたしております。

それでは、本条例案の概要について御説明いたします。

19ページの第1条では、12月の勤勉手当の支給率を、現行の100分の92.5から、100分の97.5に引き上げるものでございます。また、附則第6号では、55歳を超えかつ6級在級の特定職員の12月の勤勉手当の減額率を、100分の1.4625と定めたものでございます。あわせまして、別表第1の一般職給料表の改正も行うものでございます。

次に、23ページから24ページにかけて記載いたしております第2条では、地方公務員法の改正による条文の改正とあわせまして、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を現行の1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、住居手当の上限額を、現行の2万7,000円から2万8,000円に1,000円を引き上げるものでございます。

また、令和2年度に支給する期末手当について、100分の130以内で、規則で定める率に改め、勤勉手当については、100分の95に改めるものでございます。

施行期日等につきましては、24ページの附則にて、本条例は公布の日から施行し、第1条の規定は、平成31年4月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日からの施行と定めているところでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 濟いませぬ。18条の何か2項ですかね、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額にというところで、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じた額とするとかいうの書いてありましたけれど、この任命権者って誰のことですか。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 任命権者は町長でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 濟いません。そしたらですね、任命権者が町長であれば、町長が町長の定める基準に従って定める割合を乗じた額とするという意味ですか。町長、なぜ、わざわざこの、だから私、別の人かと思ったんですよ。町長、同じ人、町長が全部決めるんですか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第……（「濟いません、あと1件あります」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい、いいですか。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） この文言中にですね、何か期末手当とか、勤勉手当とかあるんですけど、この意味合いがよくわからないんですよ。私は、単純に期末手当というのは、ボーナスかなと思ったんですけど、このボーナス、期末手当というのはボーナスですか。勤勉手当って何ですか。よくわからないんですけど。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 職員のいわゆる一時金と申しますか、民間でいえば、ボーナスということに該当する手当といたしまして、6月期と12月期に、期末手当、勤勉手当がそれぞれ支給をされるものでございます。

期末手当は、これは6月期、12月期に支払われる一時金という形でございますが、勤勉手当はその職員の、例えば、勤務状態っていいですかですかね、例えば、病休等、その他の理由で勤務時間が少ない、勤務日数が少ない等であれば、当然これは減額されたり、そういったこともある手当でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第36号

○議長（原中 政廣君） 議案第36号桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第36号桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、大型店舗の出店に伴い、今後、多量の廃棄物の排出が想定されます。排出量等に応じた手数料等の整理を行うため、桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の別表第1において、特定事業所におけるごみ処理手数料の上限を、現行の10万円から20万円に改めるものです。附則でございますが、この条例は、令和2年2月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） ちょっと、質問させてください。

この条例を改正するのは、トライアル出店に伴うものと理解していいんですか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

それも含めまして、今後、大型店舗が出店したときに、対応できるということを含めて、今後の対応も含めたところでの改正ということになっております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済いません。重複します。

特定事業所に、現在、認定している事業所っていうのは、何件かあるんですか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

現在、特定事業所に該当しているところは16件ございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。（「済いません、もう一点」と呼ぶ者あり）中身は、文教にまいますんで、文教で。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第37号

○議長（原中 政廣君） 議案第37号桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。江藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 議案書32ページをお願いいたします。

議案第37号桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本条例案の提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年8月1日に施行されたことに伴い、桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、御審議をお願いするものであります。

条例改正の趣旨及び内容につきまして、御説明申し上げます。

御承知のとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けについて規定する法律であります。

災害援護資金は、阪神・淡路大震災、東日本大震災等、大きな災害が発生するたびに、多くの被災者が利用されています。

本町におきましても、いつ起こるか分からない台風、大雨、河川氾濫、地震等の異常気象による災害に備え、法改正に準じ、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置等について定め、今後も引き続き、災害被災世帯への援護資金貸し付けの内容充実を図り、自治体の責任において、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とし、条例の改正を行うものであります。

議案書33ページをお開きください。

改正の内容について御説明いたします。

第15条第3号を、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとするに改め、第16条を第17条とし、第5章中、同条の前に見出しを支給審査委員会の設置とし、第16条に、町に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、桂川町災害弔慰金等支給審査委員会を置くことができる、第2項、支給審査委員会の委員は、町長が必要と認めるもののうちから、町長が委嘱する、第3項、前項に定めるもののほか、支給

審査委員会に関する必要な事項は、規則で定める、以上を加えます。

附則としまして、施行期日を公布の日と定めます。

議案書34ページに、改正箇所につきましての新旧対照表を添付いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 3点ほどお伺いします。

新たに、この審査委員会というのは、設置されるというふうに理解しました。そしたら、支給審査委員会の主な仕事の内容、それからこの審査委員の方々は、災害の調査もなさるのですか。それから、この審査委員会の委員の男女比の比率はどうなっていますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 吉川議員の質問にお答えします。

今、御質問いただきました、支給審査委員会のメンバー、業務等でございますが、まず、国が想定しております、この支給審査委員会のメンバーでございますが、行政機関の各担当課長、また学識を有するもの、必要に応じまして、医師や弁護士等が考えられるところでございます。

減免や免除につきましては、被災を受けられた方の経済状況や再建に要する期間、また病気、御家族の状況等によりまして、いろいろな医師や、また弁護士等の御意見を伺って調整する必要がございますので、そういった方々を想定しているところでございます。

また、免除は、期間延長につきましては、実際の調査につきましては、所管課が調査するような形になると思いますが、そういった内容を集めまして、この支給審査委員会に諮り、状況を把握するような形になるかというふうに思っておるところでございます。

また、男女比でございますが、現在、この委員のメンバーにつきましては、今、国が想定しているメンバーを言ったままでございまして、桂川町では、まだそこら辺につきましては決まっておきませんので、男女比につきましては、ちょっと今の段階ではお答えはできません。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第38号

○議長（原中 政廣君） 議案第38号桂川町同和問題の早期解決に関する条例の全部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。尾園社会教育課長。

○社会教育課長（尾園 晃君） 議案第38号桂川町同和問題の早期解決に関する条例の全部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書35ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしまして、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が制定されたことに伴いまして、桂川町同和問題の早期解決に関する条例、平成7年桂川町条例第22号の全部を改正する必要があるため、本条例案を提案するものです。

また、36ページから37ページにかけて条例案、38ページから39ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

条例案の内容につきまして、簡略に説明させていただきます。36ページをごらんください。

第1条では、本条例の目的を定めております。

現在でも、なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い、部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別のない桂川町を実現することを目的とします。

第2条では、町の責務として、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進することを定めております。

第3条では、町民の責務といたしまして、町民が相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力していただき、部落差別の解消に努めるものとしています。

第4条では、部落差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実に努める旨を定めております。

第5条では、部落差別を解消するために、教育及び啓発の充実に努めることを定めております。

第6条では、部落差別の解消に関する施策を、効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めることについて定めております。

第7条では、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態にかかわる調査に協力するとともに、必要に応じて部落差別の解消に関する調査を行うことについて定めております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める、委任について定めております。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。簡単な説明ではございますが、御審議の上、議決賜り

ますようよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第39号

○議長（原中 政廣君） 議案第39号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書40ページをお開きください。

議案第39号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和元年度桂川町一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,293万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,48万3,000円に定めようとするものです。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為については、町制施行80周年記念誌作成委託料を、令和元年度から令和2年度までの期間で執行し、その限度額を1,200万円とするものです。

次の7ページの下段に支払い予定額等に関する調書をつけております。

8ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。

掲載しております3件の起債の限度額の変更は、対象事業費の変更等によるものです。

12ページをお願いいたします。歳入でございます。

11款1項1目地方交付税3,414万円の追加は、普通交付税による財源調整を行っております。補正後の地方交付税の総額18億2,158万9,000円の内訳は、普通交付税が16億2,158万9,000円、特別交付税が2億円で、財源留保額は1,290万4,000円となるものです。

次の13ページ。

14款使用料及び手数料2項2目衛生手数料264万円の追加は、消費税増税前の駆け込み需要及びトライアル新規出店によるごみ処理手数料の計上によるものです。

次の14ページ、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金15万円の追加は、マイナンバーカード交付円滑化計画によるもの、次の3目衛生費国庫補助金27万6,000円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金の追加によるもの、次の4目土木費国庫補助金911万7,000円の減は、社会資本整備総合交付金の年度間調整によるもの、次の15ページ、3項2目民生費国庫委託金17万円の追加は、国民年金制度改正対応システム改修及び年金生活者支援給付金システム改修に伴う委託金によるもの。

次の16ページ、16款2項3目衛生費県補助金27万6,000円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業費県補助金によるもの、次の5目農林水産業費県補助金33万円の追加は、農家台帳システム改修委託に伴う交付金によるもの、次の8目災害復旧費県補助金2,140万3,000円の追加は、災害査定額の決定及び激甚災害指定による補助率増嵩によるもの、次の17ページ、3項1目173万3,000円の減は、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙委託金の確定によるもの。

次の18ページ、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金2,000万円の減は、財源調整により、財政調整基金から繰り入れを減額するものです。

次の19ページ、21款諸収入4項2目雑入1,770万4,000円の追加は、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組み推進にかかる地域支援事業費配分金の交付によるものです。

次の20ページ、22款町債1項3目土木債3,820万円の追加は、桂川駅前広場整備工事の追加によるもの及び町営住宅二反田団地解体工事にかかる補助金の年度間調整等によるもの、7目災害復旧事業債2,150万円の減は、農地農業用施設災害復旧事業の激甚災害指定に伴う補助率増嵩等によるものです。

次の21ページからは、歳出でございます。

歳出予算におきましては、職員人件費全般におきまして、人事院勧告に基づく関係費目の補正を行っております。

それでは、内容について説明いたします。

21ページ、1款1項1目議会費3万円の追加。

次の22ページ、2款総務費1項1目一般管理費547万8,000円の減、次の23ページ、2項1目税務総務費190万1,000円の減は人件費の整理によるもの、次の24ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費43万1,000円の追加は、人件費の整理及び歳入でも説明しました、マイナンバーカード交付円滑化にかかる備品購入費を計上しております。次の25ページ、4項4目福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙費103万5,000円の減は確定による

もの、次の26ページ、6項1目監査委員費5万3,000円の追加は、人件費の整理によるものです。

次の27ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費16万5,000円の追加は、人件費の整理及び国民健康保険特別会計操出金によるもの、次の2目障害者福祉費2,479万9,000円の追加は、前年度、障害者自立支援給付費国庫負担金及び県負担金等の返還金によるものです。次の3目老人福祉費606万9,000円の追加は、人件費の整理や福祉バス停時刻表等改修委託料、後期高齢者医療特別会計操出金によるものです。次の9目介護予防事業費は、財源組み替えを行っております。次の10目地域包括支援センター事業費166万1,000円の追加は、人件費の整理及び歳入でも説明しました、地域支援事業費配分金を充当した備品購入費を計上しております。

次の29ページ、2項1目児童福祉総務費30万円の追加は、私立保育園新規採用保育士就職準備補助金によるもの、次の3目児童福祉施設費11万1,000円の追加は、前年度子ども・子育て支援整備交付金国庫返還金及び前年度放課後児童クラブ利用料減免事業費県補助金返還金によるもの、次の4目子育て支援費20万7,000円の追加は、人件費の整理及び前年度子ども・子育て支援交付金国庫返還金によるもの、次の5目土師保育所費248万2,000円の減額については人件費の整理によるもの、6目吉隈保育所費94万2,000円の追加は、人件費の整理及び樹木伐採等業務委託料によるもの。

次の31ページ、3項1目国民年金費24万1,000円の追加は、人件費の整理や国民年金制度改正対応システム改修委託料及び年金生活者支援給付金システム改修委託料によるもの、次の32ページ、4項2目人権センター運営費5万2,000円の追加は、人件費の整理によるものです。

次の33ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費39万円の追加は、人件費の整理によるもの、次の3目環境衛生費82万8,000円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金によるもの、次の4目健康づくり推進費14万4,000円の追加は、前年度乳児家庭全戸訪問等事業費国庫等補助金返還金、前年度健康増進事業費県補助金返還金及び前年度福岡県地域自殺対策強化交付金返還金によるもの。次の34ページ、2項1目清掃総務費133万円の追加は、歳入でも説明しました、ごみ指定袋の増刷等によるものです。

次の35ページ、5款1項1目失業対策総務費6万9,000円の追加は、人件費の整理によるもの。

次の36ページ、6款1項2目農業総務費52万3,000円の追加は、人件費の整理及び農家台帳システム改修委託料によるもの、次の6目農地費1万6,000円の追加。

次の37ページ、7款1項1目商工総務費6万8,000円の追加は人件費の整理によるもの、

2目商工振興費50万円の追加は、住宅改修事業補助金によるものです。

次の38ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費6万1,000円の減、次の39ページ、3項1目都市計画総務費6万6,000円の追加は、人件費の整理によるものです。次の5目都市再生事業費2,500万円の追加は、桂川駅前南側広場工事の増額によるもの、次の40ページ、4項1目住宅管理費6万6,000円の追加は人件費の整理によるもの、次の2目住宅建築費660万1,000円の追加は、人件費の整理及び町営住宅二反田団地解体工事の増によるもの。

次の41ページ、10款教育費1項2目事務局費24万9,000円の追加は人件費の整理、次の42ページ、5項1目桂川幼稚園費51万7,000円の追加は、人件費の整理及び送迎バス用スタッドレスタイヤの購入によるもの、次の43ページ、6項1目共同調理場費13万9,000円の追加、次の44ページ7項1目社会教育総務費31万8,000円の追加は職員人件費の整理によるもの、6目王塚装飾古墳費107万7,000円の追加は、職員人件費の整理及び王塚古墳グッズ製作委託料によるもの、次の7目図書館費1万9,000円の追加は、人件費の整理によるもの、次の46ページ、8項3目総合体育館費91万5,000円の追加は、職員人件費の整理及び浄化槽の修繕料の計上によるものです。

次の47ページ、11款災害復旧費2項1目農業災害復旧費は、財源組み替えを行っております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 予算書の6ページに、第2表債務負担行為ということで、町制施行80周年記念誌作成料が組んでありますが、まず、一つが70周年記念誌の予算が幾らぐらいあったか、また、今回、80周年記念誌作成委託料が1,200万組んでありますので、その内訳を教えてくださいと思います。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

70周年の記念誌の委託料でございますが、70周年の町勢要覧として、457万2,000円を実施しております。

それと、80周年記念誌の1,200万円の内訳に至りましては、内容については、町誌の作成に当たり内容の企画、構成、資料収集、取材、撮影、印刷製本等、この一連の業務を委託発注する費用を計上しておるものでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 70周年記念誌が457万ぐらいですか、約、大体800万ぐらい多いんですけど、その多い理由というのはちょっと教えていただければ。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 70周年の町勢要覧に対して、ちょっとこう、80周年につきましては、桂川町の町制80周年というところで、過去町長の行政報告のほうにもお話されてた昭和42年に町誌が、以前の町誌があるんですけども、こういった流れの町の歴史をつづっていくと、80周年については、そういったページの増数等も踏まえて、ちょっと金額が大きいという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） いいですか、次、ほかにありませんか。吉川君、よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済いません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。何点ありますか、質問事項。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2点だけ聞きます。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） 39ページ、桂川駅周辺整備工事で2,500万ですか、工事請負費で、そして、先ほどの説明では、桂川駅前南側の広場の周辺整備工事というふうにおっしゃいましたが、ちょっとよくわからない。今もずっとあっているというふうに理解していますので、このことがちょっとよくわからないので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

それと、次に、40ページ、住宅建設費のところ、町営住宅二反田団地の解体工事として653万4,000円の計上がなされておりますけれど、これは大体、二反田団地のあと残りの棟数、家屋、全部解体するんですか。大体何棟ぐらいあるのかなと思ひまして、質問させていただきます。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、39ページ、5目の都市再生事業費の15節の工事請負費2,500万につきましては、説明のところには桂川駅周辺整備工事と書いてありますが、具体的には、桂川駅前南側交通広場の整備の一環といたしまして、準備といたしまして、今、ボックスカルバート工に着手しております。それを、来年度する分を、また前倒ししてボックス工事を進めていきたいということでの2,500万増額計上ということでしております。

2点目、40ページ、2目住宅建設費の15節工事請負費、町営住宅二反田団地解体工事653万4,000円追加させていただいておりますが、これにつきましては、次のB棟建設に

伴うエリアの部分の解体工事を、今進めておりまして、古い町営住宅の中にアスベストが含有されておりましたので、その処分等を考えると、工事費が増額になってきましたので、その分を追加計上させていただいております。

御質問の中に、何棟ぐらいあるかというところなんですけれども、今、ちょっと手元に資料がありませんで、それはまた委員会の中で御説明させていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 結局、二反田団地の方々を一番最初に移動させるということで、1棟目しましたよね、だから今度B棟つくるのに、その必要なことで、二反田団地の旧、残っているおうちの方を全部入っていただくという、その想定のもとにやるのかなというふうに、だから今度は、これで、二反田団地における旧町営住宅はもうなくなるわけですね。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 全てなくなるわけではございません。まだ、B棟建設されても、建設のときには、まだ住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、あくまでも、B棟を建設するエリアの解体ということになります。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております……柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2点あります。

まず、1点目だけ先に質問します。先ほど出ましたので、39ページ、都市再生事業費なんです、一つ予定になかったのを先にしちゃうから2,500万ふえたというような言い方だったんだろうと思うんですが、ということは、都市再生事業費として見たときには、この増額はないという形でいいですか、考え。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 柴田議員の御質問にお答えします。

総額につきましては変更なしということでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう一点、これも大塚さんが言われたところが、僕も引っかかっているんですが、1,200万円、桂川町の人口考えたら、赤ちゃんまで含めたところで、1人900円ぐらい出すと、出すというかな、そのぐらいになります。世帯が6,000世帯、1世帯2,000円です。

タブレット買えば、中学校の子は、物すごく喜ぶでしょう。それだけの額がと思っています。それだけの意味合いは、将来的に町誌をつくるから、てしか今のところ見えないんですが、将来

つくるって、100年ぐらいですか、100年誌ですか、そのために、わざわざこれだけのお金を出すことはいかなものかなと、僕は思います。

確かに町誌ができてからしばらくたっていますが、お金がいっぱいあるならともかく、これが今本当に必要とされているのかどうか、多分、これで80年つくったら、90年も同じような形になってくるのかな、今後ずっと記録をためるために、毎年ある程度のお金を使うという形になるんじゃないのかな、今そういう状況なのかなと、僕は心配しています。

先ほど70年誌、457万円と言われましたが、おうちに70年誌を持ってあるところありますか。皆さんとこあります。ぱっと出せます。うち全部なかった。町誌は持っています。本当に必要性があるのかどうか、私はそこまでの必要性を今感じないんですが、その必要性というのを納得させてください。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今回1,200万円の債務負担行為の計上ですけれども、柴田議員おっしゃったように、70周年につきましては、こういった60周年から70周年までの10年間のこういった歴史をつづるといったところで、主に桂川町を発信するということなんですけれども、今回につきましては、昭和42からの町誌の歴史を引き継ぐということで、ここについては、やはり桂川町、来年80周年記念を迎える中で、いろんな取り組み、地方創生、また、まち・ひと・しごと総合戦略、総合計画も来年に控えております。

桂川駅の新たな南側の整備、また、都市計画道路の開通等、非常に大きな転機を迎えておるといことで、こういった起点を町の歴史を振り返ることによって、郷土愛並びに町民の皆様が、桂川町がこういった歴史を歩んで、将来に向かっていっているというような、そういった郷土愛を醸成する、こういったものにしていただきたいという思いを込めて、この町誌の作成に至っているという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町誌の作成なんですか、くどいようですが、そのための何かちょっとずれてません、誌の作成のためですか、だから、それなりのお金が必要になってきます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからお答えしたいと思います。

これは町誌の作成ではございません。町誌は御承知のとおり、昭和42年の8月に発行されて、現在、地元のほうにも、ごくわずかしかなかったという状況でございます。

言いましたのは、そういう町誌がつくられて、随分長くなるわけですけれども、その町誌はどうしても、その時点でとまっていますので、それ以後の状況というものを取りまとめた記録誌のようなもの、それをつくる必要があるんじゃないかということで、言葉としては記念誌という表

現をしております。

先ほど、家に帰って70周年の記念誌見つからなかったということですがけれども、やっぱりこういった冊子は大事に保管してある、あるいは楽しみにしてある、そういう方もたくさんおられると思います。

金額については、確かに70周年と比べると高額になっています。これはどうしても、資料をつくる部分というのが、かなりふえてくる、要するにページ数そのものがふえてくるというように予測はしています。

ただ、この金額というのは、いわゆる概算で上げた金額であります。いろんな要素は入っておりますけれども、今後具体的にどうするかということにつきましては、プロポーザルを受けて、そしてその中から必要と思われる、適当と思われる業者に委託しながら、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（原中 政廣君） 質問ですから、採決にならないようにお願いします。はい。

○議員（3番 柴田 正彦君） 質問でというか、今、しとかないと、これ総務にかかるので……こちらとしては、意見を含めたところになるかもしれませんが、80年ですね、それを本当に、各世帯が、あの町誌は結構高かったのを覚えているんですね。四、五千円はしたとは思いますが、何ぼやったですか、結構高かったですね。

これが、何冊ぐらいかわからないんだけど、それだけのものをつくって本当に効果があるのか、むしろ、僕はそれやったデータを集めることに徹した方がいいかなと思っています。そんな形はできないのかな。

例えば、広報けいせんに、80年、町制80年ということでシリーズをつくっていく、2ページぐらいでずっと、こんな記録もあってとかっていう形を集めていって、それをもとにしていくとか、いきなりどっかに預けてどうかつくっていくという形って、ちょっと予算が高過ぎになりすぎるような気がします、いかがですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直申し上げまして、私どもとしましては、この記念すべき年を迎えるわけですから、ぜひ、その記念誌が必要だと思っております。そういうやり方については、いろいろ御意見をお伺いながら進めていきたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第40号

○議長（原中 政廣君） 議案第40号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第40号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和元年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,500万2,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項2目総務費国庫補助金9万2,000円は、国民健康保険システム改修にかかる補助金として計上しております。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目保険給付費等交付金100万1,000円の増額は、財源調整によりお願いしております。

9ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金8万5,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費17万8,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整及び国民健康保険システム改修に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金は見込みにより100万円の増額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第41号

○議長（原中 政廣君） 議案第41号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第41号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,966万8,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目事務費繰入金6万7,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費6万7,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第42号

○議長（原中 政廣君） 議案第42号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第42号につきまして御説明申し上げます。

議案書43ページをお開きください。

本議案は、令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち支出におきまして、水道事業費用を98万3,000円減額し、補正後の額を2億1,529万6,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出についてです。

1款1項1目原水及び浄水費の6万4,000円の増額は、職員人件費の整理によるものです。同じく2目配水及び給水費の147万3,000円の減額は、職員人件費の整理及び臨時雇賃金の計上によるものです。同じく、4目総係費の42万6,000円の増額は、職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。お疲れさまでした。

午後0時09分散会
